

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 患者又は疑似患者の発見について届出があった件 三三
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三三
- 道路の区域を変更する件三件 三三
- 道路の供用を開始する件 三三
- 一般競争入札を行う件二件 三三
- 土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件 三三
- 公の施設の指定管理者を指定した件 三三
- 福島県教育委員会 三三
- 福島県指定重要文化財として指定する件 三三
- 福島県公安委員会 三三
- 少年指導委員規則第二条第一項に規定する活動区域ごとに少年指導委員を委嘱した件 三六
- 一般競争入札を行う件 三三
- 放置車両の確認事務を委託した件 三三
- 地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件 三五
- 平成二十年三月二十八日付け号外第十八号中 三五

## 告 示

### 福島県告示第二百四十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となつたことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十一年四月三日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患者及び疑似患者の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患者	一頭	福島市	平成二十一年三月二十六日	再検査
ヨーネ病	牛	疑似患者	一頭	伊達市	平成二十一年三月二十六日	再検査

(畜産課)

### 福島県告示第二百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、明神池地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月三日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間  
平成二十一年四月六日から  
月二十七日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
伊達郡国見町役場

(農村計画課)

### 福島県告示第二百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、滝ノ下沼地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月三日

福島県知事 佐藤雄平

縦覧に供する書類

- 二 土地改良事業計画書の写し  
縦覧の期間  
平成二十一年四月六日から  
同 月二十七日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
福島市役所

(農村計画課)

**福島県告示第二百四十五号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、柳沢沼地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十一年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し  
縦覧の期間  
平成二十一年四月六日から  
同 月二十七日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
福島市役所

(農村計画課)

**福島県告示第二百四十六号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、とうわ東地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十一年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し  
縦覧の期間  
平成二十一年四月六日から  
同 月二十七日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
二本松市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道月舘川俣線	伊達郡川俣町大字羽田字笛吹田六番二地先から 同 郡同 町大字羽田字八幡丁三三番一地先まで	変更前	A 四・三 一〇・九	一九八・〇
	伊達郡川俣町大字羽田字塚ノ越一七番一地先から 同 郡同 町大字羽田字八幡丁三三番一地先まで	変更後	B 七・〇 二六・〇	三三〇・〇

(道路計画課)

**福島県告示第二百四十八号**  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前変 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	変更の別	(メートル)	(メートル)
県道猪苗代塩川線	耶麻郡磐梯町大字磐梯字十王堂三〇番地先から同 郡同 町大字磐梯字四十房五一番地先まで	変更前	一三・〇〇 二六・〇〇	二〇三・三
		変更後	一三・二〇 七六・五	二〇三・三

(道路計画課)

福島県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十一年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
		変更の別	(メートル)	(メートル)
県道相馬巨理線	相馬郡新地町大字谷地小屋字釣師八番一地从り同 郡同 町大字谷地小屋字北畑六二番一地从り先まで	変更前	A 五・五〇 三二・〇〇	三九〇・一
		変更後	A 五・五〇 三二・〇〇 B 一八・〇〇 三二・〇〇	三九〇・一 五五三・五

(道路計画課)

福島県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十一年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道月館川保線	伊達郡川俣町大字羽田字塚ノ越一七番一地从り先から同 郡同 町大字羽田字八幡丁三三番一地从り先まで	平成二十一年四月三日

(道路計画課)

公 告

公告第178号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク更新工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。  
平成21年4月3日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名 福島県総合情報通信ネットワーク更新工事
  - (2) 工事場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか182箇所
  - (3) 工事概要 地上系防災行政無線及び衛星通信システムの更新に関する通信機器の製作及び据付け調整工事
  - (4) 完成期限 平成25年2月28日
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づき電気通信工事業（同法別表第1の電気通信工事業の項に規定する電気通信工事業をいう。以下同じ。）に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者

にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、「会社更生法に基づき更生手続を開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

(5) 平成11年度以降に、元請として完成及び引渡しが完了した都道府県防災行政無線のシステム整備等工事における通信設備機器の設計、製造及び設置工事の施工実績を有する者であること。ただし、当該実績が共同企業体の構成員としての実績である場合は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(6) 電気通信工事業に係る監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。）を、当該工事に専任で配置できる者であること。

(7) 当該工事の施工計画が適切である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(7)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年4月17日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県生活環境部県民安全総室災害対策課分室

電話番号024-521-7195

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、390円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、3に掲げる場所まで請求すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年5月26日（火）午前10時 福島県庁西庁舎8階801会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項第2号又は第3号に該当する場合においては、契約保証金の全部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、契約内容に適合した履行に関する調査（低入札価格調査）を実施した結果、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。

(4) 契約書作成の要 要

(5) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、この契約は、福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約は、福島県工事請負契約約款によるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature of Contract : Update work on the integrated information and telecommunications network of the Fukushima Prefectural Government
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 10 : 00 a.m., 26 May2009
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 25 May2009
- (4) Contact point for the notice : Disaster Prevention Division Annex Room,Social Affairs Department, Fukushima Prefectural Government,2-16 Sugitsunacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan, TEL024-521-7195 FAX024-521-7921 (生活環境総務課)

公告第179号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける福島県全戸配布広報誌の印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年4月3日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県全戸配布広報誌「うつくしまゆめだより」の印刷製本業務 43,200,000ページ (年4回総ページ数64ページ 1回当たり675,000部)

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成21年6月18日から平成22年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

(4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件 (平成20年福島県告示第300号) 第2に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。

(2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年4月22日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年4月10日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年5月14日(木)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月13日(水)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札単価に予定数量を乗じて得た額の

100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第219条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、1ページ当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、印刷製本業務に係る代金の支払は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be required : Printing UTSUKUSHIMA YUMEDAYORI Newsletter with an estimated total of 43,200,000 pages (a total of 675,000 copies of a 64 - page bimonthly periodical)

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 14 May, 2009

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 13 May, 2009

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisumacho, Fukushima - shi, Fukushima, 960-8670 Japan, Tel.024-521-7563

(入札用度課)

公 告 第 四 十 号

〒960-8670 (昭和三十四年五月二十五日) 第六十七号第四頁に於て開田の

法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十一年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
清算法人郡山市赤津土地改良区

就任した清算人

役員 氏名

住所

清算人	江河登志郎	郡山市湖南町赤津字南町四一七一番地
同	村松伊智郎	同 市湖南町赤津字中町四二七七番地
同	山川 政昭	同 市湖南町赤津字富永七三六九番地
同	鈴木 章紀	同 市湖南町赤津字北町四六一一番地
同	遠藤 義雄	同 市湖南町赤津字砂子田一六六番地
同	増子 保雄	同 市湖南町赤津字砂子田一八三番地
同	古河 秀一	同 市湖南町赤津字中町四二九四番地
同	石田 昇	同 市湖南町赤津字中町四二九六番地
同	大山 伸吉	同 市湖南町赤津字愛宕下四三三六番地
同	小山 幸一	同 市湖南町赤津字北向家前三〇五二番地
同	佐藤 一司	同 市湖南町赤津字落合二八七八番地
同	佐藤 喜由	同 市湖南町赤津字落合二八九三番地
同	関 勝三	同 市湖南町赤津字小枝町一五二六番地

(農村計画課)

公告第百八十一号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十一年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 管理を行わせる公の施設の名称 翁島港マリナー施設
- 二 指定管理者として指定したもの
  - 1 名称 マリナー・レイク猪苗代株式会社
  - 2 主たる事務所の所在地 福島県耶麻郡猪苗代町字城南百番地
- 三 指定の期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

(港湾課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第二号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

平成二十一年四月三日

福島県教育委員会

一 考古資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
根岸官衙遺跡出土品	一括	いわき市	いわき市平梅本二番地	いわき市常磐藤原町手這五〇番地のいわき市考古資料館
相馬・双葉地方の弥生時代石器	一括	福島県	福島市杉妻町二番一六号	いわき市常磐藤原町斑堂一二六の三二斑堂収蔵庫
				会津若松市城東町一番二五号 福島県立博物館

二 歴史資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
安積良齋関係資料	五帳	宗教法人 安積国造神社	郡山市清水台二丁目六番一二号	郡山市清水台一丁目六番一二号 安積良齋記念館
安積良齋門人帳	八点			
安積良齋著書等	一九冊			
附 門人帳 収納箱	一合			

(文化財課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第20号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条  
 第1項の規定に基づく少年指導委員については、少年指導委員規則（昭和60年国家公安  
 委員会規則第2号）第2条第1項に規定する活動区域ごとに次のとおり委嘱した。  
 平成21年 4 月 3 日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

- 1 委嘱年月日  
平成21年 4 月 1 日
- 2 少年指導委員の氏名及び連絡先

活動区域の名称	氏 名	連 絡 先
福 島	佐 藤 明 信	福島県福島警察署生活安全課 電話024 (522) 2121
	渡 邊 正 典	
	寺 島 雄 峰	
	本 田 富 治	
	田 中 悦 夫	
	高 橋 正 知	
	網 代 智 明	
	大 瀧 正 人	
	須 田 尚	
	加 藤 巧	
渡 邊 龍 二		
伊 藤 智 子		
清 水 久 雄		
南 條 俊 則		

福 島 北	高 橋 俊 雄	福島県福島北警察署生活安全課 電話024 (554) 0110
	八 巻 せつ子	
	高 橋 文 世	
	渡 邊 知 美	
	柏 倉 かつ糸	
	土 屋 宏 美	
	野 津 寛 子	
	林 邊 光 子	
	齋 藤 俊 朗	
	佐 藤 喜 市郎	
	菊 田 透	
	佐 藤 伸	
	中 村 ミ ネ	
	鈴 木 美 智子	
氏 家 圭 三		
村 島 勤 子		
桑 名 藤 美		
桑 折	羽根田 忠 一	福島県桑折警察署刑事生活安全課 電話024 (582) 2151
	鈴 木 徹	

赤坂正弘	石川博利	福島県伊達警察署生活安全課 電話024 (575) 2251		
	伊達 夫			
石黒治夫				
熊野龍喜				
毛利信之				
齋藤嘉雄				
佐々木 彰				
引地 亨				
川 俣 健次	福島県川俣警察署刑事生活安全課 電話024 (566) 3121			
水野隆夫				
二本松	菅野四郎	福島県二本松警察署生活安全課 電話0243 (23) 1212		
	山崎清典			
	松坂壽夫			
	高松亮子			
	安田 晃			
	鈴木一弘			
	郡 山		國分光子	福島県郡山警察署生活安全課 電話024 (922) 2800
			倉元久美子	
			矢久保定信	
			添田ヒテ子	

白石定義
坂内 守
佐藤恭司
山崎久夫
本田英二
滝田重忠
川口惣一郎
名木剛範
村山哲男
安藤重之
久保田幸光
錦 弘美
仙波洋子
小林志郎
佐藤晃正
宗形令子
傳 お麗
新田勝雄
柳沼 泉

郡 山 北	高橋紀博	福島県郡山北警察署生活安全課 電話024 (991) 0110
	渋谷尚啓	
	遠藤守	
	白石清太郎	
	阿部善美	
	桑原一美	
	野中千佐子	
	池田紀子	
	川名信男	
	宮	
遠藤誠一		
大槻美智子		
國分民雄		
川越尚治		
須賀川	福島県須賀川警察署生活安全課 電話0248 (75) 2121	
		古川文夫
		小林幸一
		野村重忠
		須田文江
		星光
小林伸二		
浜尾一郎		

白 河	大野修司 吉田喜一郎	福島県白河警察署生活安全課 電話0248 (23) 0110			
			根本信孝		
			十文字博幸		
			齋藤伸行		
			石塚次男		
			福田茂		
			近藤徹		
			長谷部修一		
			溝井京子		
			小坏恵理子		
			志賀勝敏		
			石 川	矢内俊一 佐藤太	福島県石川警察署刑事生活安全課 電話0247 (26) 2191
棚邊恵美子					
遠藤誠					
石川隆之					
棚倉	小貫信子	福島県棚倉警察署刑事生活安全課 電話0247 (33) 3241			

三 春	佐 川 和 男	福 島 県 三 春 警 察 署 刑 事 生 活 安 全 課 電 話 0247 (62) 2121
	渡 邊 清 平 渡 邊 宏 二 鈴 木 正 廣 安 瀬 安 雄	
小 野	竹 川 庄 吉	福 島 県 小 野 警 察 署 刑 事 生 活 安 全 課 電 話 0247 (72) 2121
	太 田 貴 治	
	新 田 正 仁	
	宗 像 傳 喜	
	皆 川 公 一	
会 津 若 松	渡 部 祝 一	福 島 県 会 津 若 松 警 察 署 刑 事 生 活 安 全 課 電 話 0242 (22) 5454
	菅 野 幸 記	
	羽 金 興 八	
	増 子 和 光	
	渡 部 久 雄	
	國 分 美 枝 子	
	五 十 嵐 康 光	
	畑 恒 夫	
	笹 内 啓 司	
	渡 部 清	

猪 苗 代	鈴 木 利 栄	福 島 県 猪 苗 代 警 察 署 刑 事 生 活 安 全 課 電 話 0242 (63) 0110
	皆 川 則 重	
	櫻 井 兵 一	
	冠 木 成 彦	
	星 千 恵	
	遠 藤 友 子	
	林 憲 一	
	渡 部 正 夫	
	森 内 カオル	
	神 田 功	
喜 多 方	笹 岡 正 人	福 島 県 喜 多 方 警 察 署 刑 事 生 活 安 全 課 電 話 0241 (22) 5111
	渡 部 清 人	
	佐 藤 健 市	
	大 竹 隆 一	
	山 口 充	
	吉 田 滋 喜	
齋 藤 敬 一		
福 田 功		
小 関 稔		

会津坂下	遠藤 淳吉	福島県会津坂下警察署刑事生活安全課 電話0242 (83) 3451
	渡部 孝一	
会津美里	前田 光男	福島県会津美里警察署刑事生活安全課 電話0242 (54) 2055
	馬場 政之	
南 会 津	須田 健次郎	福島県南会津警察署刑事生活安全課 電話0241 (62) 1140
	五十嵐 一夫	
	大竹 啓子	
	三星 吉弥	
いわき中央	大竹 洋一	福島県いわき中央警察署生活安全課 電話0246 (26) 2121
	渡部 高明	
	露崎 秀一	
	星 せき子	
	柴田 憲作	
	渡辺 和子	
	里見 堅司	
松崎 總一郎		
池田 正一		
渡辺 初江		
森 大岳		
木場 慎一		

いわき東	渡辺 尚子	福島県いわき東警察署生活安全課 電話0246 (54) 1111
	永山 美代子	
	加藤 正典	
	木田 秀雄	
	吉村 正子	
	根本 紀太郎	
	鈴木 洋美	
	猪狩 敬子	
	國府田 司良	
	鈴木 弥生	
	篠井 進	
	内山 直良	
	倉島 福子	
磯上 きみえ		
石川 四郎		
岡田 伸一		
白岩 陽子		
助川 京子		
大関 澄子		

小松 朗	比佐 元	福島県いわき南警察署生活安全課 電話0246 (63) 2141
	志賀 利彦	
い わ き 南	小野 初子	福島県南相馬警察署生活安全課 電話0244 (22) 2191
	矢吹 ゆみ	
	蛭田 ミネ子	
	三寄 悦子	
	稲田 幹夫	
	横山 隆俊	
南 相 馬	金成 恒博	福島県南相馬警察署生活安全課 電話0244 (22) 2191
	高田 律子	
	牛来 敏夫	
	赤石 澤 啓 雅	
	長谷川 明	
富 岡	花澤 織考	福島県富岡警察署刑事生活安全課 電話0240 (22) 2121
	永岡 敏子	
	鈴木 文子	
	西原 千賀子	
松 村 宏 栄	志賀 直行	

浪 江	近藤 公孝	福島県浪江警察署刑事生活安全課 電話0240 (34) 2141
	泉田 重章	
相 馬	山田 美津	福島県相馬警察署生活安全課 電話0244 (36) 3191
	横山 忠志	
	森 直人	
	高坂 あや子	
	齋藤 洋子	
	武島 昭良	
島 利光		

(少年課)

**福島県警察本部**

**福島県警察本部公告第30号**

警備員指導教育責任者講習業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年 4 月 3 日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 入札に付する事項
    - (1) 件名及び数量 警備員指導教育責任者講習業務 一式
    - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び警備員指導教育責任者講習業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
    - (3) 履行期間 平成21年5月1日から同年11月13日まで
    - (4) 履行場所 仕様書による。
  - 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 社団法人全国警備業協会主催の講師講習の受講区分1号を修了した講師及び同講習の受講区分2号を修了した講師をそれぞれ5名以上有する者であること。
  - (4) 仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年4月10日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県警察本部警務部会計課入札係  
 電話024-522-2151

#### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年4月17日(金)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。(会計課)

### 県警察本部公告第4号

福島県福島警察署公告第4号  
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を次のとおり委託した。  
 平成21年4月3日

福島県福島警察署長 安 齋 吉 二

#### 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 キョウワセキュリティオン株式会社
- (2) 主たる事務所の所在地 福島県福島市五月町3番20号

#### 2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域 福島県福島警察署の管轄区域
- (2) 期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(庶務課)

### 県警察本部公告第4号

福島県郡山警察署公告第4号  
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を次のとおり委託した。  
 平成21年4月3日

福島県郡山警察署長 黒 津 康 司

#### 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 株式会社コアズ
- (2) 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

#### 2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域

福島県郡山警察署の管轄区域

- (2) 期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(庶務課)

### 福島県いわき中央警察署

福島県いわき中央警察署公告第5号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を次のとおり委託した。

平成21年4月3日

福島県いわき中央警察署長 折 笠 寛

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称  
株式会社ケイビ
  - (2) 主たる事務所の所在地  
福島県いわき市平上荒川字桜町50番地の3
- 2 確認事務を行う区域及び期間
  - (1) 区域  
福島県いわき中央警察署の管轄区域
  - (2) 期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(庶務課)

### 福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

平成二十一年四月三日

福島県労働委員会

会長 本田 哲 夫

- 一 地方公営企業の名称 福島県企業局
- 二 労働組合の名称 福島県企業局職員労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
企業局 本局	局長、理事、局次長、局主幹 課長、経営企画課副課長、工業用水道課主幹、経営企画課の主任主査のうち人事・労務関係の事務を担当する者
事業所	所長、次長（総務担当）

四 認定年月日 平成二十一年三月二十四日

(審査調整課)

### 正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年三月二十八日付け号外第十八号中

三	上	八	市町村立学校職員	市町村学校職員
---	---	---	----------	---------